



2022年3月24日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 K A D O K A W A

代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 夏 野 剛

(コード番号：9468 東証第一部)

問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 C F O 安 本 洋 一

(TEL. 03-5216-8212)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の当社第8期定時株主総会において承認されることを条件として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定するとともに、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員が取締役会における議決権を持つこと等により、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的とするものです。

(2) 移行の時期

2022年6月24日開催予定の第8期定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

①監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

②「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

③「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号、以下「改正産競法」という。)が2021年6月16日に施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、定款第11条第2項を追加するものであります。なお、変更案第11条第2項の効力発生は、本定時株主総会での決議に加え、改正産競法の定

めにより、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

④その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更内容は別紙記載の通りです。

(3) 変更の日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日

定款変更の効力発生日 2022年6月24日

以 上

(別紙)

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p>	<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u></p>
<p>(招 集)</p> <p>第 1 1 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(招 集)</p> <p>第 1 1 条 <u>1 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</u> <u>2 当社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 1 4 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 1 4 条 <u>1 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第 1 8 条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第 1 8 条 <u>1 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、12名以内とする。</u> <u>2 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任) 第19条 1 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任) 第19条 1 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 1 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 1 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役その他の役付取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 1 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役その他の役付取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第25条 1 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第25条 1 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設 以降条数繰り下げ)	(重要な業務執行の決定の取締役への委任) 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。
(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。	(取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
(監査役の数) 第31条 当社の監査役は、6名以内とする。	(削除)
(監査役の選任) 第32条 1 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の任期) 第33条 1 監査役の任期は、その選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤の監査役) 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
(監査役会の招集通知) 第35条 1 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、監査役会を開催することができる。	(監査等委員会の招集通知) 第33条 1 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員である取締役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、監査等委員会を開催することができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>監査役会の議事録</u>) <u>第36条</u> <u>監査役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>) <u>第34条</u> <u>監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p>
<p>(<u>監査役の報酬等</u>) <u>第37条</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役会規則</u>) <u>第38条</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会規則</u>) <u>第35条</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(<u>監査役の責任免除</u>) <u>第39条</u> <u>1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除 以降条数繰り上げ)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附 則</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>) <u>第1条</u> <u>1 当社は、第8期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 第8期定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u></p> <p><u>1 第8期定時株主総会の決議による変更前の定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び本定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第8期定時株主総会の決議による変更前の定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上